

# 消費生活センターからの お知らせ

平成 26 年  
12 月 15 日発行  
No. 10

こんにちは！長岡市立消費生活センターです。

この「お知らせ」では、実際に消費生活センターに寄せられたご相談や、注意してほしい詐欺トラブルなどについての情報を皆さまにお伝えしています。



## こんな相談ありました！

「今契約しているプロバイダより安くなるので乗り換えませんか？」と電話で勧誘され、よくわからないまま曖昧に返事をしていたが強引だったので承諾した。その後、業者の指示に従い、パソコンでプロバイダのホームページ画面を開くと、**遠隔操作でプロバイダの変更**が行われた。変更後、料金を確認したが今までよりも高くなっているため解約したいと申し出たら、**違約金**を払うよう言われた。



## 相談員からのアドバイス

- 「今より安くなる」と言われても、契約前に契約内容に関する書面を求め、はっきり理解できなければ承諾しないでください。
- プロバイダ等の契約は、法律上のクーリング・オフ制度はありません。
- 困った時は消費生活センターにご相談ください。

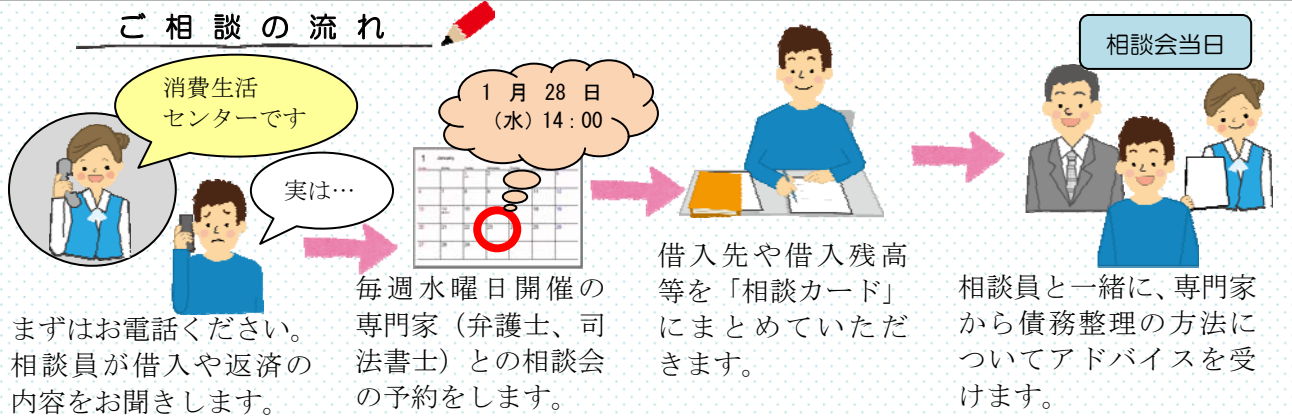
よく確認して！



## 借金を抱え誰にも言えずにお困りではありませんか？ ～消費生活センターが借金のご相談をお受けしています～

債務整理の方法は、**自己破産**だけでなく、債務の一部を分割で返済し残りの債務を免除してもらう**個人再生手続き**や、裁判所を通さず弁護士、司法書士が債権者と借金の減額や返済方法などを話し合い和解交渉する**任意整理**、裁判所を利用する**特定調停**などがあります。**相談は無料、秘密は厳守します。ちょっと勇気を出してご相談ください。**

### ご相談の流れ



⇒相談会后、希望があれば専門家に依頼することも可能です。(有料)

発行：長岡市立消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター2階

相談電話 0258(32)0022 FAX 0258(39)5050

相談時間：月曜～金曜(土・日・祝日・年末年始は休み) 9:00～16:30

